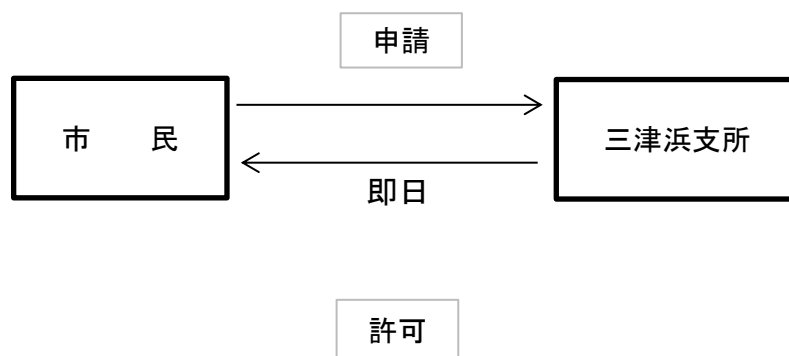


審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	会議室使用の許可	
処 分 の 概 要	会議室の使用申請があった場合、許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市地域交流センター条例(平成23年条例第7号)	
条 項	第4条第1項	
所 管 課	市民課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		即日
標 準 処 理 期 間		計 即日
判断基準		
松山市地域交流センター条例第4条第1項に基づく申請で、同条第5条の各号に該当しないものであることを基準とする。		
<p>【根拠法令等】 松山市地域交流センター条例</p> <p>(使用の許可) 第4条 センターの会議室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用許可の制限) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) センター(附属設備, 備品等を含む。第14条第2号及び第16条において同じ。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認めるとき。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。